平成２４年（フ）第６７９２号
東京都足立区青井３丁目24―２―508
破産者　木内　紀行
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８０９号
東京都江戸川区松江４丁目32―11　間宮方
破産者　牧田　弘和
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８５１号
埼玉県三郷市彦成３丁目７―13―305
破産者　小松原良浩
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８８３号
神奈川県横浜市中区本牧間門１番16―106
破産者　能美　将士
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９５１号
神奈川県川崎市宮前区けやき平８―３―403
破産者　小泉美保子
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９９６号
神奈川県横浜市中区花咲町１丁目４―425
破産者　鈴木　直行
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０１２号
千葉県習志野市藤崎２丁目13―３
破産者　米山　幸子
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６６８号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目28番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前５丁目41番14号
破産者　株式会社パラレル
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８６８号
神奈川県横浜市港北区下田町４丁目２－Ｃ－510、開始決定時の住所東京都目黒区目黒本町１丁目10―11―203
破産者　沼田　篤
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５４６号
東京都豊島区上池袋２丁目28番５号
破産者　株式会社ケイジャー
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５４７号
東京都大田区西馬込２丁目16－６－201、開始決定時の住所東京都豊島区上池袋２丁目28－５－1203
破産者　草階　勇人
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６４９号
東京都台東区千束３丁目10―５―1106
破産者　今泉　義明
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５３７号
東京都葛飾区立石７丁目２－１―202
破産者　佐藤　麻弓
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５６０号
東京都足立区宮城１丁目32番７号、商業登記簿上の本店所在地東京都北区堀船１丁目９番１号
破産者　有限会社あさが美術印刷
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５６１号
東京都板橋区高島平１丁目43―15―205
破産者　浅賀　浩一
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６０５号
東京都目黒区中目黒１丁目９番２号
破産者　東京企画有限会社
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６０６号
東京都杉並区成田東１丁目26―13―202
破産者　酒井　正美
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６０７号
東京都杉並区成田東１丁目26―13―202
破産者　酒井　享子
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６８５号
埼玉県川口市前上町12―20
破産者　高橋　孝次
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６９６号
東京都文京区本郷２丁目22番２号
破産者　株式会社オプテツク
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７２９号
埼玉県飯能市大字坂石町分328番地１
破産者　株式会社イデア・トレジャー
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部